

国の債権に係る情報の公表

内閣府、文部科学省、経済産業省及び環境省
(エネルギー対策特別会計 エネルギー需給勘定)

歳入金債権の発生額及び消滅額等の推移

(単位:百万円)																											
	令和元年度							令和2年度							令和3年度												
	管理対象債権額			消滅額				管理対象債権額			消滅額				管理対象債権額			消滅額									
	前年度以前 発生未消滅 債権分	本年度発生分			前年度以前発生分	本年度発生分		前年度以前 発生未消滅 債権分	本年度発生分			前年度以前発生分	本年度発生分		前年度以前 発生未消滅 債権分	本年度発生分			前年度以前発生分	本年度発生分							
																					うち 不納欠損額	うち 不納欠損額	うち 不納欠損額	うち 不納欠損額	うち 不納欠損額	うち 不納欠損額	
合 計	118,900	35,024	83,875		82,355	12	—	82,343	—	116,781	36,551	80,230		80,406	176	170	80,230	—	228,142	36,375	191,767		191,768	0	—	191,767	—
備 考	■主なもの (目)配当金債権 60,385 (目)諸貸付金債権 34,800			■主なもの (目)配当金債権 60,385				■主なもの (目)諸貸付金債権 34,800 (目)特殊法人等出資回収金債権 31,351 (目)配当金債権 23,534				■主なもの (目)特殊法人等出資回収金債権 31,351 (目)配当金債権 23,534 (目)備蓄石油売払代債権 11,850				■主なもの (目)証券売払代債権 71,600 (目)配当金債権 61,561 (目)備蓄石油売払代債権 42,905				■主なもの (目)証券売払代債権 71,600 (目)配当金債権 61,561 (目)備蓄石油売払代債権 42,905							

※消滅額の項中「うち不納欠損額」は、歳入徴収官事務規程(昭和二十七年大蔵省令第百四十一号。)第二十七条各号に該当する金額の合計額であり、消滅額の内数。

歳入金債権の年度末現在額の推移

	令和元年度末現在額								令和2年度末現在額								令和3年度末現在額											
	一般分(徴収停止分を除く。)						徴収停止分		一般分(徴収停止分を除く。)						徴収停止分		一般分(徴収停止分を除く。)						徴収停止分					
	本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		合計		本年度発生 債権分	前年度以前 発生債権分	本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		合計		本年度発生 債権分	前年度以前 発生債権分	本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		合計		本年度発生 債権分	前年度以前 発生債権分				
	履行期限到 来額	履行期限未 到来額	履行期限到 来額	履行期限未 到来額	履行期限到 来額	履行期限未 到来額			履行期限到 来額	履行期限未 到来額	履行期限到 来額	履行期限未 到来額	履行期限到 来額	履行期限未 到来額			履行期限到 来額	履行期限未 到来額	履行期限到 来額	履行期限未 到来額	履行期限到 来額	履行期限未 到来額			履行期限到 来額	履行期限未 到来額	履行期限到 来額	履行期限未 到来額
債権の種類																												
(款)雑収入	36,545	1,532	-	131	34,800	1,664	34,800	-	81	36,374	-	-	1,574	34,800	1,574	34,800	-	-	36,374	-	-	1,574	34,800	1,574	34,800	-	-	
(項)雑収入	36,545	1,532	-	131	34,800	1,664	34,800	-	81	36,374	-	-	1,574	34,800	1,574	34,800	-	-	36,374	-	-	1,574	34,800	1,574	34,800	-	-	
(目)諸納付金債権	89	89	-	-	-	89	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
(目)諸貸付金債権	34,800	-	-	-	34,800	-	34,800	-	-	34,800	-	-	-	34,800	-	34,800	-	-	34,800	-	-	-	34,800	-	34,800	-	-	
(目)返納金債権	1,524	1,312	-	130	-	1,443	-	81	1,443	130	-	1,443	-	1,443	-	1,443	-	-	1,443	-	-	1,443	-	1,443	-	-		
(目)損害賠償金債権	132	131	-	0	-	132	-	-	-	131	-	-	131	-	131	-	-	-	131	-	-	131	-	131	-	-		
合 計	36,545	1,532	-	131	34,800	1,664	34,800	-	81	36,374	-	-	1,574	34,800	1,574	34,800	-	-	36,374	-	-	1,574	34,800	1,574	34,800	-	-	

※計数はそれぞれ単位未満切り捨てによっているので、端数において合計とは合致しないものがある。